

# 岩手県あんしん賃貸支援事業実施要領

制定 平成23年3月31日 建字第1202号  
改正 平成24年10月19日 建字第589号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 岩手県あんしん賃貸支援事業（以下「本事業」という。）は、県内の民間賃貸住宅の市場において、高齢者世帯、障がい者世帯、外国人世帯及び子育て世帯（以下「高齢者等」という。）並びに賃貸人の双方の不安を解消するためのしくみを構築して民間賃貸住宅市場の環境整備を図り、高齢者等の円滑入居と安定した賃貸借関係の構築を支援することを目的とする。

### (事業の内容)

第2条 前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項に係る登録制度を設け、高齢者等を受け入れることとしている民間賃貸住宅（以下「あんしん賃貸住宅」という。）の賃貸人及び入居希望者双方に対して、実施主体（地方公共団体、あんしん賃貸住宅協力店（本事業の趣旨に賛同し、あんしん賃貸住宅の登録の促進や当該住宅に係る仲介業務を行う事業者。以下「協力店」という。）、あんしん賃貸支援団体（本事業の趣旨に賛同し事業対象者に対して居住支援を行う民間の団体。以下「支援団体」という。）及び関係法人等。）が連携して居住支援を行うとともに、登録情報の提供等を行う。

- (1) あんしん賃貸住宅
- (2) 協力店
- (3) 支援団体

### (事業の対象)

第3条 あんしん賃貸住宅は、次の各号に掲げる類型に該当する高齢者等のうち1以上を受け入れることとして、その類型ごとに県に登録されたものとする。

- (1) 高齢者世帯（単身の高齢者又は高齢者がいる世帯）
  - (2) 障がい者世帯（単身の障がい者又は障がい者がいる世帯）
  - (3) 外国人世帯（単身の外国人又は外国人がいる世帯）
  - (4) 子育て世帯（次のア又はイのいずれかに該当するもの。）
    - ア 小さい子どもがいる世帯
    - イ 一人親世帯
  - (5) その他世帯（第1号から第4号に掲げる世帯以外の世帯で、住宅の確保に特に配慮を要する世帯）
- 2 あんしん賃貸住宅で受け入れることとする高齢者等は、前項各号に掲げるものであって、家賃等を適正に支払い、地域社会の中で自立した日常生活を営むことができる者（居住支援を受けることによって自立することが可能となる者を含む。）が入居若しくは同居する場合の者（以下「事業対象者」という。）に限る。
- 3 あんしん賃貸住宅には、高齢者等以外の者が入居することを妨げない。

### (県の役割)

第4条 県は、事業対象者の円滑入居と安定した賃貸借関係の構築を支援するため、あんしん賃貸住宅、協力店及び支援団体の登録の事務を行うとともに、各種登録情報の管理及び本事業に係る各種情報の提供を行うほか、不動産関係事業者団体の支部等（以下「団体支部等」という。）、協力店及び支援団体並びに市町村と連携して本事業の推進を図っていくものとする。

(市町村の役割)

第5条 市町村は、事業対象者の円滑入居と安定した賃貸借関係の構築を支援するため、本事業に係る各種情報の提供を行うほか、団体支部等、協力店及び支援団体並びに行政による住宅施策及び福祉施策等の連携を図り、本事業の推進を図っていくものとする。

## 第2章 あんしん賃貸住宅の登録

(登録の申請)

第6条 あんしん賃貸住宅の登録を行おうとする賃貸人（賃貸人になろうとする者を含む。以下この章において同じ。）は、当該賃貸住宅を構成する建築物ごとに、あんしん賃貸住宅登録申請書（様式第1号、以下「住宅申請書」という。）を県に提出するものとする。

- 2 県は、前項の申請を受けたときは、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を、あんしん賃貸住宅登録簿（様式第5号）に登録しなければならない。
  - (1) 賃貸人の氏名又は名称及び住所
  - (2) 賃貸住宅の位置、構造・階数及び建設年月
  - (3) 賃貸住宅の規模、戸数その他の概要
  - (4) 賃貸住宅のバリアフリーの状況
  - (5) 入居開始時期（賃貸住宅の用に供する前の物件に限る）
  - (6) 受け入れることとしている高齢者等の類型
  - (7) 連絡先
  - (8) 登録年月日及び登録番号
- 3 県は、前項に規定する登録を行ったときは、住宅申請書に記載された協力店に対し、あんしん賃貸住宅登録通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(登録の拒否)

第7条 県は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときには、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
  - (2) 第10条第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者
  - (3) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前2号のいずれかに該当するもの
  - (4) 法人であつて、その役員のうち第1号又は第2号のいずれかに該当する者があるもの
- 2 県は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、申請者及び住宅申請書に記載された協力店に対し、あんしん賃貸支援事業に係る登録拒否通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(変更の登録)

第8条 あんしん賃貸住宅の賃貸人は、当該賃貸住宅の登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく、県に変更登録の申請を行うとともに、当該物件に係る協力店に変更内容を通知するものとする。

- 2 前項の規定による変更登録の申請は、変更した事項に係る部分を記載した住宅申請書（様式第1号の2）を県に提出することによって行うものとする。
- 3 第6条第2項の規定は、前2項による申請があった場合に準用する。

(あんしん賃貸住宅の賃貸人)

第9条 あんしん賃貸住宅の賃貸人は、自らが受け入れることとして登録した類型の高齢者等が当該住宅に入居を希望し、当該高齢者等が事業対象者であるときは、事業対象者であることを理由に入居を拒み、又は賃料や住宅の使用方法等の賃貸の条件を著しく不当なものとしてはならない。

- 2 賃貸人は、必要に応じて、直接若しくは協力店を通じて地方公共団体又は支援団体等の意見を聞くことができる。
- 3 賃貸人は、入居を希望する高齢者等が地方公共団体又は支援団体等の意見により事業対象者として適当でないとき、直接若しくは協力店を通じて、当該高齢者等に対し、地方公共団体への相談を勧めることができる。

#### (登録の取消し)

第10条 県は、あんしん賃貸住宅の賃貸人が第7条第1項第1号、第3号及び第4号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

- 2 県は、あんしん賃貸住宅の賃貸人が、次の各号のいずれかに該当するときは、あんしん賃貸住宅の登録を取り消すものとする。
  - (1) 第9条の規定に違反したとき
  - (2) あんしん賃貸住宅の登録の内容に虚偽の事実があり、故意又は重過失が認められるとき
- 3 県は、あんしん賃貸住宅の登録の内容に虚偽の事実があったとき（前項第2号に該当する場合を除く。）若しくは第8条の規定による変更登録がなされなかったときは、賃貸人の訂正の意志がないことを確認したうえで、当該あんしん賃貸住宅の登録を取り消すことができる。
- 4 県は、前3項の規定による取消しをしたときは、申請者及び住宅申請書に記載された協力店に対し、あんしん賃貸支援事業に係る登録取消通知書（様式第12号）により通知するものとする。

#### (登録の消除)

第11条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、あんしん賃貸住宅の登録を消除しなければならない。

- (1) あんしん賃貸住宅の賃貸人から登録消除の申請があったとき
- (2) 前条の規定により登録が取り消されたとき
- 2 前項第1号の登録消除の申請は、賃貸人が県に登録事項消除申請書（様式第4号、以下「消除申請書」という。）を提出することによって行うものとする。
- 3 賃貸人は、登録消除の申請を行ったときは、直ちに当該物件に係る協力店に通知するものとする。
- 4 県は、第1項第1号の申請による登録消除をしたときは、申請者及び住宅申請書に記載された協力店に対し、あんしん賃貸支援事業に係る登録消除通知書（様式第13号）により通知するものとする。

### 第3章 あんしん賃貸住宅協力店

#### (団体支部等)

第12条 都道府県単位で構成されている団体支部等は、県の依頼を受け、協力店の登録申請をとりまとめて県に提出するとともに、協力店登録の勧誘及び地域における支援体制の構築において県と連携し、事業対象者の円滑入居と居住の安定の確保に協力するものとする。

- 2 単独若しくは複数の市町村単位で構成されている団体支部等は、協力店登録の勧誘及び地域における支援体制の構築において市町村と連携し、事業対象者の円滑入居と居住の安定の確保に協力するものとする。
- 3 前2項に規定する事項を円滑に実施するため、団体支部等及び県もしくは市町村は、必要に応じて、協力店の登録の手続きの詳細について協定を締結するものとする。
- 4 団体支部等及び県もしくは市町村は、協力店の登録の手続きについて本実施要領によらない旨及びその内容を定めた協定を締結することができる。

#### (協力店の登録)

第13条 協力店として本事業に参加しようとする者（第20条の規定により申請する者を除く。第3項を除く本条において同じ。）は、あんしん賃貸住宅協力店登録申請書（様式第2号、以下この章において「協力店申請書」

- という。)を都道府県単位で構成されている団体支部等を経由して、店舗ごとに、県に提出するものとする。
- 2 団体支部等は、協力店申請書の内容に虚偽の記載等があると認められ、又は申請者が次の各号のいずれかに該当することを確認した場合を除き、遅滞なく当該申請書を県に提出するものとする。
    - (1) 宅地建物取引業法の免許を取得していないこと
    - (2) 宅地建物取引業法に基づく免許取消し処分を受けていること
    - (3) 宅地建物取引業法に基づく業務停止処分を受けており、当該業務停止の期間に申請を行っていること
  - 3 県は、申請を受けたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を、あんしん賃貸住宅協力店登録簿(様式第6号)に登録しなければならない。
    - (1) 協力店の名称及び住所
    - (2) 協力店の宅地建物取引業免許証番号
    - (3) 協力店が所属する団体支部等の名称
    - (4) 登録年月日及び登録番号
  - 4 県は、前項に規定する登録を行ったときは、協力店申請書を経由した団体支部等を通じて、申請者に対して、あんしん賃貸住宅協力店登録通知書(様式第9号)により通知するものとする。
  - 5 協力店申請書を経由する団体支部等は、県に対し、当該協力店申請書の内容について補足的な意見を述べることができる。

#### (登録の拒否)

- 第14条 県は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときには、その登録を拒否しなければならない。
- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当する者
  - (2) 第18条第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者
  - (3) その他、県又は市町村が別に基準を定めたときは、その基準に合致しない者
- 2 県は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、協力店申請書を経由した団体支部等を通じて、申請者に対し、あんしん賃貸支援事業に係る登録拒否通知書(様式第11号)により通知するものとする。

#### (変更の登録)

- 第15条 協力店は、登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく、県に変更登録の申請を行うものとする。
- 2 前項の規定による変更登録の申請は、変更した事項に係る部分を記載した協力店申請書(様式第2号の2)を、団体支部等を通じて県に提出することによって行うものとする。
  - 3 第13条第3項及び第4項の規定は、前2項による申請があった場合に準用する。

#### (協力店の役割)

- 第16条 協力店は、媒介契約を締結した賃貸住宅の賃貸人に対して事業の趣旨等への理解を求め、あんしん賃貸住宅の登録促進に努めるとともに、あんしん賃貸住宅の賃貸人に対して事業対象者の円滑な入居に関する助言を行うこと等により、すべての事業対象者の入居の円滑化に努めるものとする。

#### (協力店の業務)

- 第17条 協力店は、事業対象者から媒介の依頼を受けたときは、事業対象者であることを理由に媒介を拒否し、又は媒介の条件等を著しく不当なものとしてはならない。
- 2 協力店は、事業対象者となりうる高齢者等から媒介の依頼を受けたときは、必要に応じて地方公共団体又は支援団体等の意見を聞き、又は支援団体等の同伴を当該高齢者等に求めることができる。
  - 3 協力店は、事業対象者が賃貸住宅への入居を求めるときは、円滑な入居に関する助言等を行うとともに、あんしん賃貸住宅への入居の斡旋等を行い、必要に応じて支援団体と連携して、事業対象者が当該賃貸住宅に円滑に入居できるよう努めるものとする。

- 4 協力店は、入居を希望する高齢者等が地方公共団体又は支援団体等の意見により事業対象者として適当でないときとされたときは、当該高齢者等に対し、地方公共団体への相談を勧めるものとする。
- 5 協力店は、事業対象者があんしん賃貸住宅以外の賃貸住宅に入居することが可能となったとき、又は、すでに高齢者等が居住している民間賃貸住宅の賃貸人若しくは当該高齢者等から本事業の支援を受けたい旨の申し出を受けたときは、当該民間賃貸住宅をあんしん賃貸住宅として登録するよう賃貸人に勧めるものとする。

#### (登録の取消し)

- 第18条 県は、協力店が第14条第1項第1号及び第3号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。
- 2 県は、協力店が次の各号のいずれかに該当するときは、協力店の登録を取り消すものとする。
    - (1) 前条第1項若しくは第7項の規定に違反したとき
    - (2) 協力店の登録の内容に虚偽の事実があり、故意又は重過失が認められるとき
  - 3 県は、登録された協力店の登録内容に虚偽の事実があったとき（前項第2号に該当する場合を除く）若しくは第15条の規定に基づく変更登録がなされなかったときは、協力店に訂正の意志がないことを確認したうえで、協力店の登録を取り消すことができる。
  - 4 県は、前3項の規定による取消しをしたときは、協力店申請書を經由した団体支部等を通じて、申請者に対し、あんしん賃貸支援事業に係る登録取消通知書（様式第12号）により通知するものとする。

#### (登録の消除)

- 第19条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、協力店の登録を消除しなければならない。
- (1) 協力店から登録消除の申請があったとき
  - (2) 前条第1項若しくは第2項又は第3項の規定により登録が取り消されたとき
- 2 前項第1号の登録消除の申請は、協力店が、団体支部等を經由して県に消除申請書を提出することによって行うものとする。
  - 3 県は、第1項第1号の申請による登録消除をしたときは、協力店申請書を經由した団体支部等を通じて、申請者に対し、あんしん賃貸支援事業に係る登録消除通知書（様式第13号）により通知するものとする。

#### (団体支部等に加入していない者の協力店の登録)

- 第20条 団体支部等に加入していない事業者による協力店の登録の申請は、あらかじめ、申請者（一の事業者の複数の店舗が登録の申請を行おうとする場合には、それらの店舗を代表できる本社若しくは支社。以下「代表店舗」という。）が本事業に賛同し協力する旨の誓約を県に対して行い、又は協定を県と締結したうえで、申請者が県に協力店申請書を、店舗ごとに提出することによって行うものとする。
- 2 前項の規定により登録された協力店が変更登録若しくは登録の消除の申請を行う場合には、直接（代表店舗がある場合には代表店舗を通じて）、県に申請し、また登録、変更登録及び登録の取消しの通知は、県が協力店に直接（代表店舗がある場合には代表店舗を通じて）行うものとする。

## 第4章 居住支援

#### (市町村と支援団体の協定)

- 第21条 支援団体として県に登録しようとする者は、市町村との間で支援内容等についての協定（以下「支援協定」という。）を締結しなければならない。
- 2 市町村は、行政が行っている諸施策への参加実績及び本事業の趣旨との整合等を勘案したうえで、支援団体として適格であると思われる団体を選定し、支援協定を締結するものとする。
  - 3 市町村及び支援団体は、支援協定において、支援しようとする事業対象者を明らかにするとともに、支援の内容を以下の各号に掲げる類型に分類したうえで明らかにするものとする。

- (1) 契約手続きの立会
  - (2) 通訳派遣
  - (3) 生活ルール・市場慣行等についての説明
  - (4) 前3号に掲げる支援以外で、事業対象者の民間賃貸住宅への入居の円滑化のために行う支援
  - (5) 入居後の電話相談
  - (6) トラブル等の際の対応
  - (7) 状況観察・医療機関等との連絡等
  - (8) 緊急時の対応
  - (9) 前4号で掲げる支援以外で、事業対象者の民間賃貸住宅における居住の安定の確保のために行う支援
- 4 市町村及び支援団体は、両者の合意により支援協定の解除もしくは内容の変更を行うことができる。
- 5 市町村は、支援団体が支援協定の内容に違反して事業対象者又は賃貸人に対する支援を適切に行わないときは、支援協定を解除するものとする。
- 6 市町村は、支援団体との支援協定に変更が生じた場合もしくは支援協定を解除した場合（前項によるものを含む）には、遅滞なく県にその旨を報告するものとする。

#### （支援団体の登録）

- 第22条 支援団体として本事業に参加しようとする者は、市町村と締結した支援協定の写しを添えて、あんしん賃貸支援団体登録申請書（様式第3号、以下「支援団体申請書」という。）を県に提出するものとする。
- 2 申請を受けた県は、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を、あんしん賃貸支援団体登録簿（様式第7号）に登録しなければならない。
- (1) 支援団体の名称及び団体種別並びに住所
  - (2) 支援の対象者
  - (3) 支援の内容
  - (4) 登録年月日及び登録番号
- 3 県は、支援団体申請書の内容について、当該支援団体と協定を締結した市町村の意見を聞くものとする。
- 4 県は、登録した旨を申請者に速やかに通知するものとする。第2項に規定する登録を行ったときは、申請者に対して、あんしん賃貸住宅支援団体登録通知書（様式第10号）により通知するものとする。

#### （登録の拒否）

- 第23条 県は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときには、その登録を拒否しなければならない。
- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
  - (2) 第27条第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者
  - (3) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前2号のいずれかに該当するもの
  - (4) 法人であって、その役員のうち第1号又は第2号のいずれかに該当する者があるもの
  - (5) 支援団体で法人であるものが第27条第2項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日から起算して1年を経過しないもの
- 2 県は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、申請者に対し、あんしん賃貸支援事業に係る登録拒否通知書（様式第11号）により通知するものとする。

#### （変更の登録）

- 第24条 支援団体は、登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく、県に変更登録の申請を行うものとする。
- 2 前項の規定による変更登録の申請は、変更した事項に係る部分を記載した支援団体申請書（様式第3号の2）を県に提出することによって行うものとする。
- 3 第22条第2項から第4項までの規定は、前2項による申請があった場合に準用する。

#### (支援団体の役割)

第 25 条 支援団体は、事業対象者及び賃貸人に対する居住支援の活動を通じて、事業対象者の入居の円滑化及び居住の安定の確保を支援するものとする。

#### (支援団体の業務)

第 26 条 支援団体は、あんしん賃貸住宅に入居する事業対象者及びあんしん賃貸住宅の賃貸人に対し、市町村と締結した支援協定に基づいて支援を実施するものとする。

2 支援団体は、事業対象者の需要に適合する民間賃貸住宅があんしん賃貸住宅として登録されていないときは、協力店と連携して当該賃貸住宅の賃貸人への説明等を行い当該事業対象者の入居の円滑化に協力することとし、当該賃貸住宅への入居が可能となったときは、当該賃貸住宅をあんしん賃貸住宅として登録するよう、協力店とともに当該賃貸人に勧めるものとする。

3 支援団体は、民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者等が事業対象者として適当であると直ちに判断できないときは、必要に応じて専門家の意見を聞き、若しくは専門家の同伴を当該高齢者等に求めることができるものとする。そのうえで、事業対象者として適当でないとされたときは、当該高齢者等に対し、地方公共団体への相談等を勧めるものとする。

4 前項の規定は、協力店が第 17 条第 2 項の規定に基づき支援団体に意見を聞いたときに準用する。

#### (登録の取消し)

第 27 条 県は、支援団体が第 23 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 4 号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 県は、市町村が第 21 条第 5 項の規定により支援団体との支援協定を解除したとき、若しくは、支援団体の登録の内容に虚偽の事実があり、故意又は重過失が認められるときは、その登録を取り消すこととする。

3 県は、支援団体の登録内容に虚偽の事実があったとき（前項の規定に該当するものを除く）若しくは第 24 条の規定に基づく変更登録がなされなかったときは、支援団体に訂正の意志がないことを確認したうえで、支援団体の登録を取り消すことができる。

4 県は、前 3 項の規定による取消しをしたときは、申請者に対し、あんしん賃貸支援事業に係る登録取消通知書（様式第 12 号）により通知するものとする。

#### (登録の消除)

第 28 条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援団体の登録を消除しなければならない。

(1) 支援団体から登録消除の申請があったとき

(2) 前条第 1 項若しくは第 2 項の規定により登録が取り消されたとき

2 前項第 1 号の登録消除の申請は、支援団体が県に消除申請書を提出することによって行うものとする。

3 県は、第 1 項第 1 号の申請による登録消除をしたときは、申請者に対し、あんしん賃貸支援事業に係る登録消除通知書（様式第 13 号）により通知するものとする。

#### (地域のサポート体制)

第 29 条 県は、地域センターを 1 機関指定することができる。

2 市町村は、前項の規定により県が指定した地域センター以外に、管内に 1 機関、当該市町村を単位とする地域センターを指定することができる。

3 地域センターは、複数の都道府県若しくは市町村の指定を受けることを妨げない。

4 地域センターは、地域における活動であって次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1) 各実施主体若しくは賃貸人又は事業対象者等からの相談への対応

(2) 実施主体間の連絡・調整

- (3) 協力店及び支援団体に対する研修及び講習会等の実施
- (4) 本事業の実施に係る各種情報の集積及び提供
- (5) その他本事業の円滑な実施のために行う活動

(行政による支援サービス)

第 30 条 市町村は、国及び地方公共団体（市町村自らを含む）の住宅施策及び福祉施策等で、本事業と組み合わせること等により施策効果をもたらすと思われるものを掌握し、事業対象者の入居の円滑化及び居住の安定の確保のために活用するものとする。

- 2 県又は市町村は、その福祉施策の実施のため居住サポート事業者等の団体（以下「居住サポート事業者等」という。）に委託等を行った居住支援活動を、事業対象者の入居の円滑化及び居住の安定の確保のために活用するものとする。ただし、委託等の契約に定められた業務以外の支援活動を活用する場合は、支援協定を締結するものとする。

## 第5章 情報の提供

(協力店情報及び支援情報の管理)

第 31 条 県は、協力店及び支援団体等に関する登録、変更登録及び登録の消除に係る情報を管理するものとする。

- 2 県及び市町村は、第 29 条の規定に基づいて指定を行った地域センターに係る情報及び第 30 条の規定に基づいて活用しようとする住宅施策及び福祉施策等で自らが実施しているものに係る情報を、各々管理するものとする。

(公開情報の活用)

第 32 条 県は、あんしん賃貸住宅、協力店、支援団体の登録に関する事項及びこれに附帯する情報について県が設置するインターネットサイト又はこれに代わるもの（以下「県ホームページ等」という。）に掲載し、当該情報が活用されるよう努めるものとする。

- 2 本事業のすべての実施主体は、県ホームページ等に掲載された情報を窓口に備え付ける等により、適宜提供するものとする。

## 第6章 雑則

(秘密保持義務及び個人情報の保護)

第 33 条 本事業の全ての実施主体（その者が法人である場合にあってはその役員。）及びその職員並びにこれらの者であった者は、本事業の実施によって知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

- 2 本事業の全ての実施主体は、本事業を実施するうえで、事業対象者の個人情報を用いる場合は当該事業対象者の同意を、事業対象者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(権限の委任)

第 34 条 この実施要領に規定する県の権限は、県内において活動する住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 10 条に規定する居住支援協議会に委任することができる。

## 附 則

この実施要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この実施要領は、平成 24 年 10 月 19 日から施行する。